

「暴風」「大雨」「地震」等警報の取扱い

長 栄 保 育 園

1. 園児が登園前に豊橋市（東三河南部）に「暴風警報」「特別警報」が発令されている場合

- (1) 午前6時までに警報が解除された場合は、平常どおり保育を行う。
- (2) 午前6時～午前9時までに警報が解除された場合は、原則として警報解除1時間後より保育を開始するが、本園の実情に応じて適切な措置をとるものとする。
- (3) 午前9時以降に警報が解除された場合は、市役所保育課と協議し決定する。
 - * 原則的には当日は休園となりますが、保育が必要な方は、電話にて保育園に確認の上、保育園の指示に従って下さい。

※ 上記のいずれにおいても、本園施設等に被害があり、保育の実施が困難のときは、当日及び施設等の安全確認がされるまでの間は休園とする。

2. 園児が登園後に豊橋市（東三河南部）に上記警報が発令された場合

- (1) 保護者にできるだけ早く迎えに来るよう依頼するものとする。
(速やかなお迎えが困難のときは、必ず保育園に連絡すること)
- (2) 保護者に連絡がとれない場合、または、やむを得ず迎えに来ることができない場合は、本園の最も安全な場所で保育するものとする。

※ 各保護者自身でもテレビ、ラジオ、インターネット等によって状況の確認をお願いします。(仕事場にもその旨お伝え下さい。)

保育園からの連絡は、ホームページ並びにアプリにていたしますので、情報の更新があるかこまめに確認をお願いします。

■長栄保育園ホームページ

<http://www7a.biglobe.ne.jp/~choue/>

3. 豊橋市（東三河南部）に大雨による人的、物的被害の恐れが生じた場合、以下の豊橋市の基準に従って臨時休園になります。

警報レベルに応じた豊橋市臨時休園基準

発令のタイミング 警戒レベル（避難情報）	開園前	開園後
警戒レベル5 （緊急安全確保）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル4 （避難指示）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル3 （高齢者等避難）	臨時休園	園児引渡し後 臨時休園
警戒レベル2	開園	開園
警戒レベル1	開園	開園

- ※ 上記基準は、警戒レベルが発令された地域に位置する保育所等に適用する。
- ※ 警戒レベル3以上は、豊橋市が発令する避難情報（気象庁等が発表する防災気象情報（警戒レベル相当）とは異なる。）に基づくものによる。
- ※ 上記基準によらず、状況に応じた総合的判断により臨時休園を決定することがある。

令和5年の集中豪雨による被害を受けて策定されたものです。
暴風警報が発令されていなくても臨時休園になりえますのでご注意ください。

4. 地震時の保育

- （1）園児が登園前に「東海地震注意情報」が発表された場合は、当日以降の保育の実施又は行事を中止する。
- （2）児童が登園後に「東海地震注意情報」が発表された場合は、保育の実施又は行事を直ちに中止し、保護者への速やかなお迎えを依頼するものとする。

※ 上記のいずれにおいても、保育園は、当該警戒宣言に係る地震の発生又は警戒宣言が解除されるまでの間及び施設等の安全確認がされるまでの間は休園とする。